

令和8年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	分権室 管理番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第1次回答
1	35	住民基本台帳人口移動報告作成事務の効率化	福岡県、福島県、全国知事会	総務省	「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」等に関する事務の自動化および報告事務の廃止を求める。 具体的には、住民基本台帳ネットワークシステムの全国サーバのデータを活用した統計作成プロセスを効率化し、都道府県や市区町村による報告事務の廃止を以下のとおり求める。 【住基ネットデータによる統計作成の原則化】 原則として、国が住基ネットの全国サーバから抽出したデータを「正」として統計を作成する運用に変更する。 【国とJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）との連携強化】 総務省はJ-LISと連携し、事前に統計作成に必要なデータクレンジング（重複排除や論理チェック）をシステム上で行うことによりデータの精度を向上させ、原則としてデジタルで作業を完結させることとし、もしデータに疑義が生じた場合は、システム上のエラーログや履歴参照により国が直接確認する運用とする。 なお、全国サーバの保有する情報と市区町村の住民記録システムに登録されたデータにズレが生じる要因は、年度末に住民記録システムに登録されたデータがCSに反映するまでに時間を要するためであると想定されるが、例えばデータが反映し終えた時期を見計らって、全国サーバから特定の日付（1月1日）時点の集計結果を抽出できる機能を設けることで、精度の高いデータを取得できるものと考える。 【市区町村および都道府県による報告事務の廃止】 全国一律的な抽出データとの突合および都道府県を経由した報告事務を廃止し、原因不明の異常値が検出された場合や特に疑義がある場合のみ、国から対象の市区町村に最小限の個別照会を行う「例外対応」に移行する。 【データ突合の自動化システムの提供】 どうしても市区町村側での確認が必要となる場合を想定し、紙やExcelではなく、住基ネットの端末上で自庁データとの差異を簡便に検出・表示可能な「自動突合機能」を、システムの標準仕様として実装する。 【その他の情報収集の自動化および効率化】 現在、Excel様式への記入等により、都道府県経由で市区町村から収集している関連情報についても、住基ネットのシステム改修等により、極力全国サーバにおいて自動で収集・抽出できる仕様に変更し、それが困難な場合でも、住基ネットや一斉通知・調査システムを活用して市町村が国へ直接回答できるよう改修・運用変更することにより、事務を効率化する。 また、J-LISが保有するデータの精度が向上することにより、地方公共団体が毎月実施している「住民基本台帳人口移動報告」に係る作業についても、市区町村から都道府県への情報提供及び都道府県における取りまとめが不要となることが考えられるため、併せて廃止を求める。	えりも町、盛岡市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、さいたま市、銚子市、柏市、相模原市、厚木市、新潟市、富士宮市、豊橋市、大阪府、豊中市、姫路市、安来市、佐世保市、熊本市、九州地方知事会	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に係る調査を住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行うことについては、住民基本台帳ネットワークシステムでは世帯数等の情報を確認することができない点や、特定の基準日における人口や特定の期間における人口動態に係る情報を取得するためのシステム改修に係る費用等を勘案する必要がある、慎重に検討する必要がある。
2	39	マイナンバーカード更新の完全オンライン化	袖ヶ浦市、成田市	デジタル庁、総務省	マイナンバーカードの更新を汎用的な電子申請フォーム等を活用することにより、本人の来庁を不要とする完全オンライン化を許容するよう提案する。 個人番号カードの交付については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項及び同施行令第13条第4項に基づき、交付申請者に対し、出頭を求め交付するものとされている。 また、施行令第13条第4項ただし書にて、（いわゆる經由地市町村方式による交付である、）住所地市町村が指定する場所に出頭したときには、住所地市町村の事務所に出頭することなく個人番号カードを交付することができる。とされている。 さらに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条では、「申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。」とされている。 上記に加え、第6条第4項では「申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。」とされている。 ここで、現在有効な署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書が格納されている個人番号カードを所持する者に限り、施行令第13条第4項で定める「住所地市町村が指定する場所」として、「相手方の電子情報処理組織」を指定し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第17条第1項第6号の規定に基づく主務大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者（SP事業者（例：xID株式会社））を通じて必要な事項を入力し、当市で審査のうえ、個人番号カード交付事務処理要領等の規定上の支障がなければ郵送等により本人の住所地に対して個人番号カードの交付を行うことができると考えるため、既存の枠組みを用いてマイナンバーカードの更新を本人の来庁を求めることなく完全にオンラインで完了させる方法を許容するよう提案する。	—	※対象外、今後検討・調整が必要な事項と整理されたもの（以下理由） 令和6年に類似の提案があったが、関係府省庁より、「なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている」等の見解が示されており、本提案において、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
3	73	公共職業訓練に係る雇用保険関係手続等のオンライン化	愛媛県、福島県、広島県、徳島県、香川県、西条市、伊予市、四国中央市、松野町、鬼北町、高知県	厚生労働省	公共職業訓練を受講する求職者の利便性向上や行政の業務効率化のため、ハローワークに対する公共職業訓練に係る雇用保険関係等各種手続について、オンライン化を求める。	岩手県、川崎市、三重県、奈良県、佐賀県、宮崎県	公共職業訓練の受講申込みを行った求職者の選考結果については、ハローワークと都道府県の公共職業能力開発施設との間において電子メールによる授受も可能としているため、当該運用について改めて都道府県労働局に周知する。 また、雇用保険を受給する求職者が公共職業訓練を受講する際の「公共職業訓練等受講証明書」（雇用保険法施行規則第27条・様式第15号）の公共職業安定所への提出手続については、都道府県等の事務負担を軽減する観点から、都道府県等の公共職業能力開発施設とハローワーク間のやりとりのオンライン化のための具体的な方策について検討する。ただし、システム改修やその費用の確保を要すること、自治体・ハローワーク等の関係者間の調整が必要となること等から、検討には一定の時間を要する。
4	103	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条が定める製造業者届等に係る都道府県經由事務の廃止等	愛知県	デジタル庁、農林水産省	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条が定めるところによる製造業者届等について、 ①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Govを利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式で、都道府県を経由せず国へ直接提出すること。 ②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Govを利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式とすること。 ③なお、eMAFFを通じた飼料及び飼料添加物に関する届出は令和8年3月31日で廃止されることから、e-Govなどを通じて二段階認証等でログインするなど簡易な形式で事業者が届出することができ、e-Govなどにおいて、都道府県にも届出内容の閲覧権限を付与する機能を追加すること若しくは飼料業者情報共有システムと連携されたシステムを構築すること。	宮城県、茨城県、神奈川県、大阪府、兵庫県、山口県、宮崎県	①飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者届出が都道府県經由とされているのは、立入検査権限を有する都道府県が、その権限を行使し、行政指導を適切に実施するためには、自らの管轄域内における飼料等の製造拠点、製造体制、取り扱う飼料等の種類といった基本情報を遅滞なく把握することが不可欠であるためである。 このため、經由事務については飼料安全法の適切な運用のため、維持することが適当である。 ②、③eMAFFを活用した飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者・販売業者届出については、利用率が届出総件数の1割未満にとどまり、事業者及び行政双方の業務負担軽減に結びつかなかったことから、令和8年3月31日をもってこれを廃止したところであるが、現在でも電子メールによる届出を受け付けているところである。 今後、都道府県等の業務負担の軽減を図るため、費用対効果を踏まえつつ、eMAFF申請2.0への参加等による電子化など、より業務の効率化について検討してまいりたい。

令和 8 年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	分権室 管理番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第 1 次回答
5	131	ベース・レジストリと森林クラウドシステムとの連携の実現	福井市、福井県	デジタル庁、法務省、農林水産省	市町村林務部局において法務局からの公図の取得が不要となるよう、デジタル庁の「ベース・レジストリ」と都道府県の「森林クラウドシステム」との連携による正確かつ最新の情報連携を実現してほしい。	郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、島田市、大阪府、三原市、熊本市	不動産ベース・レジストリについては、令和 9 年度末の地図情報のサービス提供を目指し、データベースの整備を進めている。これにより、これまで公用請求により取得していた地図情報を、オンラインで確認・取得することが可能となる見込みである。 不動産ベース・レジストリと「森林クラウドシステム」との間での地図情報の連携については、地図情報の整備状況や、森林クラウドシステムの整備・運用が各都道府県それぞれの考え方等により行われていることなどから連携することは各都道府県の判断によるもの。 今後、実際に各都道府県で御判断いただくに当たって、不動産ベース・レジストリの活用により、都道府県や市町村の森林・林業に関する事務の効率化が図られるよう、林野庁としても不動産ベース・レジストリの整備状況等について丁寧に情報提供を行っていく。
6	189	法律および通知等に係るAIデータベースの構築	奈良県、栃木県、三重県	デジタル庁、環境省	廃棄物処理法をはじめとした各府省庁所管の法令・通知・技術的指針等を読み込ませ、横断的な検索・照合が容易にできるAIデータベースの構築を国として進めていただきたい。また、データベース構築に時間がかかる場合には、検索を容易にするため、これまでの通知文一覧等や法令の三段対照表のデータ等も存在しているようであれば提供いただきたい（府省庁によるが、インターネット上で閲覧できるものもあるものの一部しか閲覧できない）。 なお、最終的な行政判断は、あくまで各行政庁の所管課において行うことが前提であり、AIは判断の補助的役割に留めるべきであると考える。	えりも町、新潟県、石川県、豊橋市、大阪府、姫路市、山口県、徳島県、熊本市	デジタル庁では、「e-Gov法令検索」において、正確かつ最新の法令データの整備・提供を行っておりますが、これらのデータについては、ご指摘のようなAI等により活用されやすいデータベースとして提供するため、APIを通じて、AIでの利用も想定した形式（JSON（簡易版））での提供も行っているところです。さらに、現在、新たに「法規的告示データ」についても令和 8 年度中目途で提供開始することを目指しており、法令データに関する横断的な検索・照合が容易にできるデータベースの構築・拡充を進めています。 また、通知等についても、各府省庁において、事務・事業の性質等に応じながら、データベース等の整備・提供が行われているところです。 なお、ご指摘の廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の環境省所管の法令・告示・通達等については、下記環境省HPにおいてデータベースとして公開しているほか、各政策に関するページにおいても政策に関連する法令・告示・通達等を公開しているところです。 https://www.env.go.jp/hourei/
7	247	マイナンバーカード等への氏名の振り仮名追加に伴う統合端末システムの改修	姫路市、神戸市、芦屋市、相生市、川西市、たつの市、播磨町、太子町、香美町	総務省	氏名の振り仮名記載に伴うマイナンバーカード及び署名用電子証明書の発行・更新について、住民記録システムと統合端末の情報を連携し、統合端末の公的個人認証連携（個人番号カード）メニューで電子証明書を発行・更新する際に、ボタンの押下処理のみでマイナンバーカードの内部記録事項が氏名の振り仮名を含んだ情報に更新できるよう当該システムを改修すること。	えりも町、盛岡市、花巻市、さいたま市、川崎市、相模原市、厚木市、新潟市、富士宮市、豊橋市、豊中市、安来市、高松市、大野城市、佐世保市、熊本市、都城市	ご提案中の「現行の窓口事務に加えて氏名の振り仮名を統合端末上で手入力する事務が必要となる」という点については、マイナンバーカード及び電子証明書の記載・記録事項に振り仮名が追加されることとなる令和 8 年 5 月 26 日以降、統合端末において自動的に公証された振り仮名を画面に表示し、その内容をICチップ内に記録する取扱いとされているため、現状においても振り仮名を手入力する作業は不要となっております。
8	366	各府省庁が発出する自治体向けガイドライン等に係る一元的な検索ポータル整備	酒田市	デジタル庁、農林水産省	各府省庁が個別に発出・公表している自治体向けガイドライン、Q&Aについて、プラットフォームを一本化した一元的な検索ポータルの整備を求める。具体的には、PDFファイルの羅列だけではなく、ウェブサイト上でキーワード検索により、最新のガイドライン、Q&Aが確認できる全文検索システムを構築いただきたい。なお、全府省庁横断的なシステム構築が難しい場合は、特に農林水産省のガイドラインやQ&Aについて、キーワード検索可能なシステムの構築を求める。	北海道、川崎市、小牧市、兵庫県、広島市、高知市	デジタル庁は、国の行政機関、立法機関、司法機関、一部の独立行政法人、総合行政ネットワーク（LGWAN）参加団体等（以下、総称して「利用機関」という。）の間で情報共有する場として、「政府共通インフォメーションボード」及び「政府共通NW/LGWAN掲示板システム」を構築し、運用している。 このうち「政府共通NW/LGWAN掲示板システム」は、国の行政機関等とLGWAN参加団体が利用できる電子掲示板システムであり、テーマ別及び目的別の仮想のフォーラムの場を利用機関に提供するもので、利用機関からの申請に基づき専用の掲示板又はフォーラムを開設することができる。 同システムでは、各府省庁の判断において、当該府省庁が発出・公表するガイドライン、Q&A等についても掲載が可能であり、各府省庁が同システム上に情報を集約することで一元的な情報共有が可能であるとともに、掲載後はキーワードによる検索も可能であることから、自治体を含むLGWAN参加団体が必要な情報を検索・確認できる環境として、御要望に対応できる仕組みが既に整備されているところである。 農林水産省としても、このような政府共通システムの活用等により、自治体職員の皆様が効率的に業務に取り組めるような情報提供に努めてまいりたい。
9	383	子ども・子育て支援交付金の申請事務の簡素化・効率化	栄村	こども家庭庁	子ども・子育て支援交付金の申請事務に使用している支援金システムについて、既存のMicrosoft Accessを使用した申請システムから市町村の執務環境に依存せず、かつGUIを意識した新たなシステムの構築（クラウド等インターネット上で作業できる仕組みの構築等）を求める。	ひたちなか市、さいたま市、相模原市、半田市、枚方市、寝屋川市	【意見】 お問い合わせの子ども・子育て支援交付金にかかる交付申請・実績報告等の申請事務に使用している交付金システム（Microsoft Access）をクラウド等の新たなシステムを構築して移行することについては、Microsoft Accessの導入で既に一定程度の申請事務の簡素化・効率化は達成されていることに加えて、移行することによる申請事務への影響、費用負担についても十分に検討する必要があることから、今後の課題として慎重に検討してまいりたい。 【理由】 クラウド等の新たなシステムの導入については、Microsoft Accessの導入経費が不要となることや、OS・ソフトウェア環境に依存しない運用が可能となるといったメリットがある一方で、クラウド接続に係る執務環境が必要となるデメリットもあることに加え、システム変更に伴う業務フローの見直し等によって、申請者である市町村の負担がどうなるかが不明確であるため。
10	186	図書館システムの共通化	熊本市、仙台市、千葉市、新潟市、名古屋市、広島市、北九州市	デジタル庁、文部科学省	国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、図書館資料の貸出返却管理、蔵書検索、利用者登録管理、予約延滞管理等の機能を備えた図書館システムの共通化を求める。	白河市、高松市、高知県	根拠法令として挙げられている「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方公共団体情報システムの標準化は、同法及び同法施行令において定められた20業務を対象とするものであり、図書館システムについては対象外となっているところ、各自治体の実情に応じて、適切なものを導入いただくことが望ましいと考えています。

令和 8 年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	分権室 管理番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第 1 次回答
11	279	在留カード等の ICチップへの書き込みに係る他システムとの情報連携	松山市	総務省、法務省	令和 8 年 6 月 14 日から運用開始となる、在留カード等の ICチップへの書き込みに使用する専用端末（住居地等書換アプリケーション）は、他のシステムと連携しない仕様となっている。 そこで、住居地等書換アプリケーションを改修し、住民記録システムとのデータ連携機能を追加させ、業務の効率化を図りたい。	えりも町、盛岡市、花巻市、いわき市、白河市、さいたま市、川崎市、新潟市、名古屋市、豊橋市、豊中市、安来市、笠岡市、高松市、都城市	住民記録システムと住居地等書換アプリケーションとの間での住居地データの連携については、市町村における業務の効率化の観点から、その必要性について認識しており、既に関係省庁間で検討を開始しているところ、以下 2 点の課題を踏まえつつ、引き続き、実現に向けて検討を進めてまいりたい。 1. 一般的なデータ連携として、①API連携、②ファイル連携、③データベース連携の 3 つが候補となるところ、住居地等書換アプリケーションは I Cチップのデータを読み取るアプリであり、データベースが存在しないため、③データベース連携の実現は困難である。また、②ファイル連携については、バッチ処理でファイルを取り込むことになるため、リアルタイムに住居地データを連携する必要がある本連携には適していない。仮にバッチ処理ではなく手動でファイルを取り込むこととなった場合、住居地データのコピー＆ペーストと作業量は変わらないにもかかわらず、改修コストがかかることになりメリットがないことになる。そして、①API連携については、リアルタイム連携が可能といったメリットがあり、本連携に適している。他方で、住民記録システムの運用に供する端末のベンダーは地方公共団体によって異なっており、住居地等書換アプリケーションから住民記録システムへリクエストを送って住居地データのレスポンスが返ってきたとしても、住居地データの識別子がベンダーによって「address」、「add」、「jyusho」、「jusho」のように異なっている可能性があり、その場合は全ベンダーの識別子のパターンを調査して住居地等書換アプリケーションに取り込んだ上で各ベンダーと連携テストを実施することになるため、改修に時間を要することになる。また、APIに障害が発生した場合は、連携するシステム全体に影響が及ぶ可能性があることに留意する必要がある。 2. 標準化後の住民記録システムで扱っている文字セットは行政事務標準文字又は JIS X 0213：2012 であるところ、住居地等書換アプリケーションにおいては、住居地データを読み出そうとするユーザーに対して汎用的に利用してもらえよう、文字化けする可能性がある外字等の入力を制限している。したがって、上記文字セットに含まれる文字の一部を一般的に文字化けしないとされる汎用的な文字に置き換える必要があり、代替文字テーブルを新たに作成することが必要である。
12	301	窓口DXSaaSと関連システムの連携要件の明確化	指定都市市長会、三重県	こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様（住民基本台帳、印鑑登録、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理（税務システム）、滞納管理（税務システム、地方税（共通）、学齢簿編成等、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当）に、デジタル庁が認証した自治体窓口DXSaaSとのデータ連携に関する要件（連携対象とするデータ項目、連携方式、インタフェース条件等）を明記すること。	北見市、花巻市、北上市、郡山市、柏市、市原市、厚木市、八尾市、宍粟市、安来市、春日市、都城市、鹿児島市	ご提案については、自治体窓口DXSaaSの普及展開が図られるよう、自治体窓口DXSaaS及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているところ。
13	374	市町村が行う近傍土地価格に係る証明事務の廃止	大田市	法務省	「税務システム標準仕様書への準拠」（以下「標準化」という。）により、市町村のシステムから地方税法第 422 条の 3 に基づく価格通知の帳票を出力する機能がなくなり、通知は完全オンライン化される。（令和 7 年度末、一部間に合わないベンダーあり） これまで市町村は、登記官による価格認定事務を補完するため、「慣例」として近傍土地価格の通知を紙媒体で交付してきた。 標準化により、オンライン化されるにもかかわらず、法務局との協議の中で、依然として、登記官による価格認定事務を補完するため、「慣例」として近傍土地価格の通知を紙媒体で交付を求められている。 登録免許税法施行令附則第 3 項に基づき、登記官が自らの責任で不動産価額を認定する運用を徹底し、慣例的に行われてきた市町村への「近傍土地価格の選定、紙媒体による証明要求」を廃止することを求める。	えりも町、花巻市、ひたちなか市、高崎市、寒川町、半田市、尾張旭市、城陽市、芦屋市、鹿児島市	不動産の登記申請に係る登録免許税の額の算定については、市町村から登記所への不動産の評価額に関する通知（地方税法第 422 条の 3）がオンラインで行われる場合には、オンラインで行われる通知のみでは登録免許税の計算を行うことができない場合を除き、当該評価額に関する情報を活用し、申請者による評価額証明書等の取得及び提出を不要とする方向で結論付け、運用に向けて検討しているところである。 なお、現状においても、地方公共団体から不動産の所有者等に通知される固定資産課税明細書の写し等が提供された場合には、固定資産税評価証明書の添付を要しないこととしている。
14	34	地方自治体に対する各種調査のオンラインシステム化	福岡県、栃木県、三重県、全国知事会	総務省	地方自治体に対する各種調査（地方公務員給与実態調査、定数管理調査、勤務条件調査、会計年度任用職員の任用状況調査等）のオンラインシステム化及び都道府県經由事務の廃止を求める。 具体的には、国において地方自治体が共有で利用できるクラウド型調査照会プラットフォームを構築し、以下の運用への転換を求める。 【ダイレクトなデータ入力・提出】 市町村がシステムに直接ログインし、データの入力、CSVアップロード、またはAPI連携により報告を完結させる（将来的に「入力」ですら不要（自動抽出）にすることを目指す）。 【リアルタイム・バリデーション機能】 入力時に「数値の論理的矛盾」・「入力漏れ」・「形式エラー」等をシステムが自動検知し、不備がある状態では送信できない仕様とすることで、事後の差し戻しを防止する。 【都道府県の事務負担軽減】 都道府県の役割を「ファイルの取りまとめ・転送」から「システム上での進捗管理・承認」へ変更し、単なるとりまとめや転送等に伴う形式的な事務を廃止する。 【過年度データの自動反映（プレプリント）】 前年度と変わらない基本項目や、組織情報などはあらかじめ反映された状態からスタートできる。 【EBPM（データに基づく政策立案）の加速】 収集されたデータが即座にデータベース化されるため、給与水準の比較分析や定員管理のシミュレーションがリアルタイムで可能になる。 仮に上記のクラウド型調査照会プラットフォームの構築が難しい場合については、人事・給与システムの共通化によるデータ抽出や、人事・給与システムの標準化により調査に必要なデータ抽出機能を実現するなど、負担軽減策を検討いただきたい。	花巻市、茨城県、川崎市、大阪府、熊本市、九州地方知事会	「地方公務員給与実態調査・定員管理調査・勤務条件等調査」 地方公務員給与実態調査、定員管理調査及び勤務条件等調査は、調査項目が多岐に渡るため、例えば、エラーチェック機能などが実装されていない現行の弊省の「一斉通知・調査システム」へ移行することは難しいが、同システムの改修状況等を踏まえ、システム化などについても検討してまいりたい。また、これまで実施してきた、都道府県市区町村担当課に対する集計ツールの配布や、調査項目の随時見直し等を引き続き検討し、今後とも、地方公共団体の負担軽減となるよう対応してまいりたい。なお、都道府県市区町村担当課は管内市区町村に必要な助言を行うことが期待されており、管内市区町村からあった回答を通じて管内市区町村の給与、勤務時間その他の勤務条件等及び定員の状況を把握する必要があることに留意する必要がある。 「会計年度任用職員の施行状況等に関する調査」 地方公共団体の負担軽減・作業の効率化を図るため、令和 8 年度において、 ・毎年度ゼロベースで調査票へ入力する方式を改め、前年度の回答内容を更新する方式に変更するとともに、回答内容の齟齬や変更箇所が明確となるよう、調査票の様式を加工 ・回答項目数の削減、自由記述欄を選択式に変更 ・照会期間の延長 に対応したところ。 また、今後、以下の措置を講じることを検討していく。 ・弊省の「一斉通知・調査システム」により当該調査の照会を実施 ・照会期間や時期の見直し ・地方公共団体からの問い合わせ記録を Q&A としてまとめて地方公共団体へ共有 なお、広域連合・一部事務組合にも、弊省の「一斉通知・調査システム」で直接送付が可能となるよう、令和 8 年度に広域連合や一部事務組合に照会するための担当部署の宛先の登録を行う。 また、更なるオンライン化など地方公共団体の負担軽減となるよう検討してまいりたい。

令和 8 年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	分権室 管理番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第 1 次回答
15	71	地方公共団体の勤務条件等に関する都道府県經由調査の見直し 【提案と類似の支障を有する制度等】 その他類似の調査方式の見直し（例：過疎対策・アスベスト調査・地域運営組織等）（大阪府／総務省）	愛媛県、福島県、神奈川県、広島県、香川県、松山市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	総務省	総務省が都道府県を經由して市町村等の状況を照会する各種調査について、①総務省が用意したフォーム等に直接入力する方式とするなどによる調査方法の改善、②調査内容・実施期間の精査を求める。	花巻市、茨城県、大阪府	【勤務条件等調査】 勤務条件等調査は、各設問の回答に矛盾がないかなど、地方公共団体における確認作業の省力化や回答そのものの精度を向上させるため複雑な関数などを用いている。一方、弊省の「一斉通知・調査システム」では、そのようなエラーチェック機能などが実装されておらず、ただちに、移行することが難しく、エクセルの調査票を配付するより他ない。引き続き、調査項目については随時見直しを行い、重要度の低い項目については削減していくとともに、市区町村からの回答を簡易にとりまとめ集計ができるような集計ツールを引き続き配付するなど、負担軽減が図られるよう工夫を行っていく。今後、弊省の「一斉通知・調査システム」の改修などをとらえ、各市区町村による直接入力方式を含む勤務条件等調査のシステム対応についても検討してまいりたい。 【会計年度任用職員の施行状況等に関する調査】 令和 7 年度の会計年度任用職員の施行状況等に関する調査は、制度開始から 5 年が経過し、会計年度任用職員制度の実態及び施行状況等をより詳細に把握するとともに、令和 8 年度地方財政計画において、一般行政経費から給与関係経費に移し替えて計上する所要額の積算にも活用したところである。 令和 8 年度の調査においては、地方公共団体の負担軽減・作業の効率化を図るため、 ・毎年度ゼロベースで調査票へ入力する方式を改め、前年度の回答内容を更新する方式に変更するとともに、回答内容の齟齬や変更箇所が明確となるよう、調査票の様式を加工 ・回答項目数の削減、自由記述欄を選択式に変更 ・照会期間の延長 に対応したところ。また令和 9 年度の調査においては、 ・照会期間や時期の見直し ・地方公共団体からの問い合わせ記録を Q&A としてまとめて地方公共団体へ共有 などを検討し、地方公共団体の負担軽減・作業の効率化を図ってまいりたい。
							【過疎対策に係る調査】 （意見） 支障①については対応困難 支障②については改善にむけて検討 （理由） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第 6 条において、都道府県は、法の目的を達成するため、過疎地域の持続的発展のための対策について、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとするとされていることから、都道府県においても、調査を通じて過疎地域の状況を把握することは重要であると考える。 過疎関係の調査は、調査項目が多岐に渡り、現行の「一斉通知・調査システム」では、エラーチェック機能などが実装されておらず、現状、移行することが難しく、エクセルの調査票を配布して実施することとしたい。 調査項目については随時見直しを行い、重要度の低い項目については削減していくとともに、今後、「一斉通知・調査システム」の改修状況などを踏まえながら、各市町村による直接入力方式に改めるなど、システム化についても検討して参りたい。 【アスベスト関係の調査】 （意見） 支障①については対応困難 支障②については改善にむけて検討 （理由） 事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等について、粉じんを発生させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされている（石綿障害予防規則第 10 条）。自治体所有施設について、対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が依然としてあるため、早急な対応が必要となっている。都道府県・市区町村においてもそれらの施設について、アスベスト対策の必要性を把握することは重要であると考える。 本調査は、調査項目が多岐に渡り、現行の「一斉通知・調査システム」では、回答内容の確認・精査の観点から現状、移行することが難しく、エクセルの調査票を配布して実施することとしたい。 調査の実施期間については、調査結果公表までに猶予があることから、十分に調査期間が取れるよう、見直しを行ってまいりたい。また、エクセルの調査票については、どのような見直しができるか、検討してまいりたい。
							【地域運営組織に関する調査】 （意見） 支障①については対応困難 支障②については改善にむけて検討 （理由） 実態把握調査の集計を通じて、都道府県・市区町村においても、管内の RMO の現状を把握する重要な機会と考えている。実際、一定の都道府県では、本調査の結果を活用し、RMO に関する施策の検討を行うなど、有効な調査方法であると認識している。また、市区町村においては本調査が RMO とコミュニケーションを図る契機になっているものと認識しており、そのような視点からも現状の調査方法を継続したい。 本調査の対象は、47 都道府県+1,741 市区町村+8,500 以上の RMO と非常に多く、回答内容の確認・精査等の観点から現状の調査方法としたい。 本調査は一斉通知・調査システムを利用できない RMO にも回答いただいているため、同システムの使用は困難。 なお、調査項目については毎年度見直しを行っており、質問数の削減など回答者の負担減については今後とも検討を行ってまいりたい。

令和 8 年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	分権室 管理番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第 1 次回答
16	165	士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築	京都市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市	総務省、法務省	戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の職務上請求について、弁護士等の士業者が市町村に対してオンラインによる方法で行うことができるシステムを、適切な不正防止の仕組みを備えたうえ、8 士業に共通かつ自治体が容易に利用できるものとして構築すること。	—	※対象外、今後検討・調整が必要な事項と整理されたもの（以下理由） 令和 7 年に類似の提案があり、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会による共通化候補（令和 7 年度選定分）に選定され、共通化推進方針の策定が進められており、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
17	341	紙の転出証明書によらない転出入手続のデータ連携基盤の構築	都城市	総務省	市町村窓口で行われる全ての転出手続について、転出情報が転入先市町村へ伝送される仕組みを構築し、紙の転出証明書の発行を不要とすることを求める。	北見市、花巻市、郡山市、いわき市、川崎市、三浦市、厚木市、新潟市、豊橋市、半田市、姫路市、生駒市、安来市、佐世保市、熊本市	住民基本台帳法第24条の2に基づく特例転入は、転入先市町村において転入届を受ける際に、本人から提出された個人番号カードに格納されている住民票コードを用いて本人に係る転出証明書情報を特定する必要があるため、個人番号カードの交付を受けている者を対象としており、当該者については転出証明書を交付する必要はない。お示しの事例については、詳細を把握した上で対応の必要性について検討を行う。
18	306	普通交付税算定事務における「基礎数値」の報告に係る運用の見直し	田原本町	デジタル庁、総務省	普通交付税の算定事務において、国から市町村へ配布される算出資料となるExcel様式に、報告等により国がすでに把握・確定している「基礎数値」を、あらかじめ入力（自動反映）した状態で市町村へ配布するよう、運用の見直しを求める。	えりも町、盛岡市、花巻市、宮城県、須賀川市、寒川町、豊橋市、豊中市	※対象外、今後検討・調整が必要な事項と整理されたもの（以下理由） 国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外として整理されたため。
19	24	共通SaaSによる電話DXの推進	宜野湾市	デジタル庁	ボイスボット、IVR及び通話録音機能を備えたシステムについて、共通SaaSとして国が構築すること。 なお、構築に当たっては、汎用的なボイスボット・IVRとして、標準的なサービスだけ提供し、各自治体で自由に学習させる（登録する）ことができるようにすること。	岩手県、白河市、大田原市、川崎市、須坂市、大村市	電話対応については、自治体が利用可能なボイスボットやIVRサービスのSaaSが既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通SaaSの開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえてって割高になる可能性すらある。こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通SaaSを開発することは、適切でない。 なお、デジタル庁では、行政機関や自治体がSaaSやその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス（DMP）」を運営しており、当サイト内でもボイスボットやIVRサービスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。 DMPデジタルマーケットプレイス（https://www.dmp-official.digital.go.jp/）
20	37	共通SaaSによる電話業務DXの推進	矢吹町	デジタル庁	ボイスボットやIVR（自動音声応答）について、共通SaaSとして国が構築すること。 なお、構築に当たっては、汎用的なボイスボット・IVRとして、標準的なサービスだけ提供し、各自治体で自由に学習させる（登録する）ことができるようにすること。	北海道、白河市、大田原市、川崎市、須坂市、大村市	電話対応については、自治体が利用可能なボイスボットやIVRサービスのSaaSが既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通SaaSの開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえてって割高になる可能性すらある。こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通SaaSを開発することは、適切でない。 なお、デジタル庁では、行政機関や自治体がSaaSやその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス（DMP）」を運営しており、当サイト内でもボイスボットやIVRサービスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。 DMPデジタルマーケットプレイス（https://www.dmp-official.digital.go.jp/）
21	156	共通SaaSによる電話業務DXの推進	八尾市	デジタル庁、総務省、厚生労働省	ボイスボットやIVRについて、共通SaaSとして国が構築すること。 なお、構築に当たっては、国の施策に関する問い合わせに特化したボイスボット・IVRとして、予め国側で施策に関する情報を学習させて（登録して）おくこと。 < 予め国側での学習を希望する内容 > 総務省：マイナンバーカード、厚生労働省：マイナ保険証、デジタル庁：公金受取口座 その他、マイナンバーカードに係る分野における、 ・制度の内容（マイナポータルやマイナ保険証はそもそも義務なのか、マイナ免許証で何ができるのか、公金受取口座はどこで登録できるのかといった内容を広く含む） ・事務的な内容（例えば暗証番号の変更方法に係るQ&Aや有効期限に関する案内その他カード機能の登録・廃止といった、一般的な内容を広く含む）	川崎市、須坂市、大村市	電話対応については、自治体が利用可能なボイスボットやIVRサービスのSaaSが既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通SaaSの開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえてって割高になる可能性すらある。 こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通SaaSを開発することは、適切でない。 なお、デジタル庁では、行政機関や自治体がSaaSやその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス（DMP）」を運営しており、当サイト内でもボイスボットやIVRサービスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。 DMPデジタルマーケットプレイス（https://www.dmp-official.digital.go.jp/）
22	164	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求、交付、検証、保管をデジタル完結するための法令、要件、ルールの整備及びプラットフォームの構築、提供	京都市	デジタル庁、総務省、法務省	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、V C の仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう法令、要件、ルールを整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるようサービスの信頼性の観点から国又は公的な機関がサービスのプラットフォームを構築し、提供すること。	—	※対象外、今後検討・調整が必要な事項と整理されたもの（以下理由） 令和 7 年の類似の提案に係る対応方針に基づき検討中の内容であり、その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。

令和 8 年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	分権室 管理番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第 1 次回答
23	176	住民票等の公用 請求についてオ ンラインでの請 求及び対応を可 能とすること	豊田市	総務省、法務 省	①国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務の一環として行う住民票、戸籍謄抄本、戸籍附票、各種税証明等の公用請求について、オンラインでの請求及びその対応が可能となるよう総務省令の改正を求める。 ②将来的に上記公用請求をオンラインで実施することが可能となるよう共通システムの構築、整備に向けた検討を求める。なお、共通システムには以下の仕様を含めることを求める。 交付部署にて紙媒体が必要な場合は当該システムから統一的な様式にて印刷可能であること。 オンライン上の入力情報はCSV等の形式で出力可能であること。 標準準拠システムとの連携により、対象者の特定及び証明発行までオンラインで完結が可能であること。 ③住民基本台帳ネットワークシステム等の利用ができず、公用請求を行う案件への対応については、将来的に電子交付での対応が可能となるよう検討を求める。	郡山市、富岡市、さいたま市、柏市、川崎市、厚木市、新潟市、静岡県、富士宮市、豊橋市、名張市、寝屋川市、姫路市、安来市、東広島市、松山市、特別区長会	住民票の写し及び戸籍の附票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第 8 条及び第 9 条並びに戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第 1 号）第 5 条及び第 6 条の規定により、公文書で行うとともに国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示することが求められるところ、公用請求をオンラインで行う場合には、各行政機関等が利用可能な職責証明書を発行・検証するシステムを構築する必要があることから、ニーズや費用対効果を慎重に検討する必要がある。 なお、住民票の写しの電子交付については、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ中間とりまとめ」において、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる」旨が示されたところである。 また、住民基本台帳ネットワークシステムは、本人を一意に特定するために最小限必要な「氏名・住所・出生の年月日・男女の別・個人番号」等の情報に限り連携することとしており、機微な情報とされる戸籍に係る情報をこれらの情報に併せて連携することは適当でない。 法務省においては、戸籍電子証明書のオンラインでの公用請求に係る環境整備・手続の簡素化に引き続き取り組むこととしてまいりたい。
24	332	賃貸型応急住宅 供与事務に係る 被災自治体への 支援	指定都市市長会	内閣府	災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の契約事務が地方自治体に過度に集中している現状について、その解消を求めるもの。 具体的には、賃貸型応急住宅の契約事務について、要件や様式の統一化、被災自治体の役割分担の明確化による民間活用、三者（入居者・貸主・自治体）による契約方法の見直し、応急住宅を一元的に管理するシステムの構築を求める。また、被災状況によっては、発災直後の制度立ち上げに向け国が直接支援する方策を検討し、事務処理の標準化・デジタル化、契約代行などの広域的な支援を行う仕組みを整備するため、被災自治体の支援体制の構築を国主導で進めることを求めるもの。	兵庫県、鹿児島市	災害救助法（昭和22年法律第118号）においては都道府県と救助実施市が救助の実施主体とされている。一方、同法第20条に基づき他の都道府県等による応援が可能とされており、負担の軽減を図ることが可能とされている。また、同法第18条及び第21条並びに災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）（以下、「告示」という。）第16条において、救助の事務に係る委託費が国庫負担の対象にあたることとされており、民間団体等への委託により負担の軽減を図ることが可能とされている。さらに、賃貸型応急住宅の供与が、この委託費に当たることを災害救助事務取扱要領（以下、「要領」という。）において示すとともに、受託可能な事業者等と協定を締結することを要領において促している。（契約事務の集中や負担に関する御指摘は当たらないものと考えている。） 入居の要件については、告示及び要領において明確に示している。（要件に関する御指摘はあたらないものと考えている。） 賃貸型応急住宅の事務処理については、実施要綱や申込等の手続に係る様式を要領において示している。（事務処理の標準化や様式に関する御指摘はあたらないものと考えている。） 賃貸型応急住宅は、都道府県等が賃貸人に家賃を支払う一方、入居するのは都道府県等ではなく、被災者であることから、賃貸人、都道府県等、入居する被災者の 3 者による契約が必要である。これは、家賃等を負担する自治体、住宅を貸し付ける賃貸人、実際に住宅を使用する被災者の三者の関係を明確にする必要があるためである。そのため、被災者と賃貸人のみの二者契約のままでなく、2 者間で先行して契約が締結された場合であっても、事後的に被災自治体加わり、3 者間契約へ切り替える取扱いとされている。（3 者契約以外に適切な契約の在り方はないものと考えている。） 地方公共団体においては、団体ごとに条例に基づき、契約事務や財産管理事務の仕組みが異なり、また、組織間（住宅部局、管財部局等）における役割分担が異なる。（契約事務の代行、応急仮設住宅を一元的に管理する仕組みを構築すること、地方公共団体の組織における役割分担を統一することは困難と考えている。） 内閣府防災担当においては、発災後、被災自治体（令和 6 年能登半島地震や令和 7 年台風第22号（八丈町））災害救助法の担当官を送ることや、リエゾンを常駐させるなどして、都道府県等による救助の実施を助けている。（国が主導する、あるいは、国が直接的に行う支援は、現に実施されているが一層の強化を図る。）
25	372	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する全国共通の施設台帳システムの構築	北九州市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、三重県、大阪市、堺市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市	厚生労働省	自治体間の情報連携体制構築、各自治体で負担する改修等費用の削減、適切な許可事務の運用による健康被害発生防止、電子申請推進・変更届省略による事業者の事務負担軽減のため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という。）に関する全国共通の施設台帳システムを構築していただきたい。当該システムには台帳機能だけでなく、申請、届出、報告、オープンデータ、監視指導、事件事故情報共有、自治体間での許可施設情報連携等必要な機能を実装していただきたい。	宮城県、東京都、豊橋市、寝屋川市、和歌山県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎市、宮崎市、鹿児島市	原則、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品の製造販売業・製造業・修理業許可関係は既に全国統一的なシステム（医薬品・医療機器申請・審査システム（Pegasus））で管理されている。 一方で、薬局開設許可、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業及び再生医療等製品販売業に係る許可等事務には、現在、全国統一的な管理システムは存在せず、各自治体において独自に台帳及びシステムを用いて管理しているものと承知している。 国において新たに全国統一的なシステムを構築するには、多大な財源や膨大な制度設計が必要となることから、現時点では直ちに対応することは困難と考える。このため、全国統一的なシステムの構築は中長期的な課題として受け止め、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づくガバメントクラウドを利用したシステム整備検討に向け、各自治体におけるシステムの整備状況は令和10年度以降に調査することとし、その結果を踏まえて対応を検討したい。